

ハートフルガーデナー養成講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花づくりや庭木・盆栽等の樹木育成管理を通じて、高齢者・障害者福祉、環境保全、地域づくり、更には情操教育や生涯教育等、幅広い社会活動を展開する取組みであり、園芸を通じた市民の多様な社会活動をサポートし、実践力を伴う人材を育成するため、正しい花と緑の知識を身につけ地域の緑化リーダーとして活躍するハートフルガーデナーの養成を目的とする。

(主催)

第2条 主催は、公益財団法人 大津市公園緑地協会とする。

(実施内容)

第3条 高齢者・障害者福祉、環境緑化等、市民福祉の向上に関わる花と緑の知識を習得できる講座をシリーズで全9回開催する。

(活動展開)

第4条 全講座を終了した者は、公益財団法人 大津市公園緑地協会（以下「協会」とする。）の養成講座終了証書及びハートフルガーデナー登録証カードを授与する。同時に、協会のハートフルガーデナーとして登録し、花と緑に関する地域活動・市民福祉活動等の管理運営や緑化推進に関わるインセンティブを与える。

(応募基準)

第5条 応募基準は、次のとおりとする。

- (1)花や緑に興味を持ち全9回受講できる者
- (2)協会が定めた受講料を納付した者

(講座内容)

第6条 講座内容は、次のとおりとする。

- (1)花と緑のまちづくり活動やハートフルガーデナーの役割に関するもの
- (2)園芸の技術知識・育成管理に関するもの
- (3)庭木剪定・管理・実習に関するもの
- (4)飾花や盆栽の管理・植付け実習に関するもの
- (5)緑化推進活動や園芸を媒体とした社会福祉活動に関するもの
- (6)その他、本協会が必要とする講座に関するもの

(附則)

この要綱は、平成19年11月13日から施行する

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する

この要綱は、平成23年10月 3日から施行する